

東浦町次世代自動車購入費補助金取扱基準

この基準は、東浦町次世代自動車購入費補助金要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金交付に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

1 次世代自動車の導入及び使用条件

次世代自動車の導入及び使用にあたっては、次の条件を満たすこと。

- (1) 当該補助対象自動車は、町内に使用の本拠を置くものであること。
- (2) 当該補助対象自動車の所有者が、所有権留保付ローン購入の場合、自動車検査証上の所有者は、自動車販売会社又はローン会社等であること。

2 補助対象者

国外からの転入者は、国外への転出時点で東浦町に居住し更に国外から帰国時に東浦町に住所を有し、転出前後及び申請時点で通算して東浦町に1年以上住所を有する者であること。

3 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出状況において、予算枠に達した場合には、交付申請書の提出期限に関わらず交付申請書の受付を終了する。

ただし、受付終了後においても、補欠受付を先着順に補欠番号を付して行い、既に交付申請を受け付けた者の交付申請書の取下げ又は補助金の不交付の発生に応じて、補欠として番号順に交付申請書を受け付けるものとする。

4 申請期日

交付を受けようとする日が閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日までとする。

5 申請書類

- (1) 次世代自動車の車両本体価格が確認できる書類は、請求書、領収書等の写しで購入した次世代自動車の本体価格及び購入日や納品日等が明記され、車両販売店及び購入者氏名が確認できるものとする。
- (2) 戸籍の附票については、本籍が東浦町であっても添付する。

6 補助金の申請限度

補助は、種類が異なっても一個人につき、同一年度内において1台とする。

7 財産の処分の制限

補助対象者は、補助対象事業による取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

- (1) 次世代自動車の取得財産処分制限期間内に、財産処分届出書（様式第7）の提出があった場合は、その内容を確認し、財産処分承認通知書により通知する。

町長が取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。

- (2) 取得財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和10年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して4年とする。

8 補助金の返還額

取得財産処分制限期間からすでに使用した年数を減じた年数を取得財産処分制限期間で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額により算出する。

9 町の活動への協力

補助金の交付を受けた者は、大規模災害時において、避難所等の電力供給に協力するよう努めるものとする。

附則

この基準は、令和2年9月1日から適用する。

附則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。